備　考　1．被保険者数の欄は、当該年度における平均被保険者数の区分をいうこと。

2．当該年度における平均被保険者数は、前年度の１月から当該年度の12月までの各月末における被保険者数の合計数を前年度の１月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。

3．地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の３第３項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。

4．寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

別表第一の二（第二条関係）

介護保険法第９条第２号に規定する被保険者（以下「第２号被保険者」という。）数	基本額	地域差加算額						寒冷地加算額			
		地域手当１級地	地域手当２級地	地域手当３級地	地域手当４級地	地域手当５級地	地域手当６級地	１級地	２級地	３級地	４級地
人　人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1―500	41,180	8,689	7,454	5,271	4,942	947	494	1,472	1,326	1,204	772
501―1,000	72,067	15,206	13,044	9,225	8,648	1,658	865	2,576	2,322	2,108	1,350
1,001―1,500	105,298	22,218	19,059	13,478	12,636	2,422	1,264	3,764	3,394	3,081	1,973
1,501―2,000	143,440	30,266	25,963	18,360	17,213	3,299	1,721	5,127	4,624	4,196	2,689
2,001―3,000	184,585	38,947	33,410	23,627	22,150	4,245	2,215	6,599	5,950	5,400	3,459
3,001―4,000	229,274	48,377	41,499	29,347	27,513	5,273	2,751	8,197	7,390	6,707	4,297
4,001―6,000	293,966	62,027	53,208	37,628	35,276	6,761	3,528	10,511	9,476	8,600	5,509
6,001―9,000	413,065	87,157	74,765	52,872	49,568	9,500	4,957	14,768	13,316	12,084	7,741
9,001―12,000	567,556	119,754	102,728	72,647	68,107	13,054	6,811	20,293	18,297	16,605	10,637
12,001―15,000	730,246	154,082	132,175	93,471	87,630	16,796	8,763	26,109	23,541	21,364	13,686
15,001―25,000	826,578 円に200人を超えるごとに 9,412 円を加算した額	174,408 円に200人を超えるごとに 1,986 円を加算した額	149,611 円に200人を超えるごとに 1,704 円を加算した額	105,802 円に200人を超えるごとに 1,205 円を加算した額	99,189 円に200人を超えるごとに 1,129 円を加算した額	19,011 円に200人を超えるごとに 216 円を加算した額	9,919 円に200人を超えるごとに 113 円を加算した額	29,524 円に200人を超えるごとに 336 円を加算した額	26,620 円に200人を超えるごとに 303 円を加算した額	24,159 円に200人を超えるごとに 275 円を加算した額	15,476 円に200人を超えるごとに 175 円を加算した額
25,001―70,000	1,297,230 円に200人を超えるごとに 9,433 円を加算した額	273,716 円に200人を超えるごとに 1,990 円を加算した額	234,799 円に200人を超えるごとに 1,707 円を加算した額	166,045 円に200人を超えるごとに 1,207 円を加算した額	155,668 円に200人を超えるごとに 1,132 円を加算した額	29,836 円に200人を超えるごとに 217 円を加算した額	15,567 円に200人を超えるごとに 113 円を加算した額	46,381 円に200人を超えるごとに 337 円を加算した額	41,821 円に200人を超えるごとに 303 円を加算した額	37,953 円に200人を超えるごとに 275 円を加算した額	24,313 円に200人を超えるごとに 176 円を加算した額
70,001―180,000	3,810,253 円に200人を超えるごとに 8,887 円を加算した額	803,963 円に200人を超えるごとに 1,875 円を加算した額	689,656 円に200人を超えるごとに 1,609 円を加算した額	487,712 円に200人を超えるごとに 1,138 円を加算した額	457,230 円に200人を超えるごとに 1,066 円を加算した額	87,636 円に200人を超えるごとに 204 円を加算した額	45,723 円に200人を超えるごとに 107 円を加算した額	136,206 円に200人を超えるごとに 317 円を加算した額	122,810 円に200人を超えるごとに 286 円を加算した額	111,444 円に200人を超えるごとに 259 円を加算した額	71,388 円に200人を超えるごとに 167 円を加算した額
180,001　人以上	2,316,795	488,844	419,340	296,550	278,015	53,286	27,802	82,801	74,662	67,751	43,397

備　考　1．第２号被保険者数の欄は、当該年度における平均第２号被保険者数の区分をいうこと。

2．当該年度における平均第２号被保険者数は、前年度の１月から当該年度の12月までの各月末における第２号被保険者数の合計数を前年度の１月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。

3．地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の３第３項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。

4．寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第十六条、附則第二条、別表第一及び別表第一の二の規定は、平成二十一年度に係る事務費負担金及び組合特別調整補助金について適用する。